

令和5年度  
大村市小規模保育事業指導監査  
監査結果報告書

(令和6年3月)

大村市 こども政策課  
管理グループ 監査担当

## 1 小規模保育事業指導監査の概要

### 1. 基本方針

小規模保育事業所を利用する園児及び保護者の安心・安全と、事業の適正かつ継続的な運営を担保するため、児童福祉法、大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「基準条例」という。)等に基づき、令和5年度小規模保育事業指導監査実施計画に定める重点事項を中心に適合状況を把握し、改善を要する項目について指摘や助言等の指導を行いました。

### 2. 指導監査の重点事項

#### (1) 施設の適正な運営の確保

- ◆施設の運営に必要な規定が適正に整備されているか。また、法改正等に基づいた必要な改定が適宜行われているか。
- ◆職員等の給与は就業規則や給与規定等、適正な手続きを経た根拠に基づき、勤務実態に即して支給されているか。

#### (2) 職員配置の確認

- ◆市基準条例第29条に定める基準を満たす職員が雇用されており、開所、閉所時間帯における職員が配置されているか確認する。
- ◆重要事項説明（運営規程等の概要を記載した文書）について、保護者に対する説明や同意を得ているか確認する。

#### (3) 安全に関する事項についての計画(安全計画)の確認

- ◆火災・風水害・土砂災害・地震及び不審者等、想定されるあらゆる災害に対処するための非常時対応マニュアルやガイドラインが整備されているか確認する。
- ◆園内外での園児の安全確保に関する取組のマニュアルなど安全計画が整備されているか確認する。

### 3. 指導監査の実施状況

令和5年度小規模保育事業等指導監査の実施状況は、表1の通りです。

市が認可する全ての小規模保育事業(15施設)に対して、法令に基づく保育の実践及び事業運営の状況等について実地監査又は書面監査を実施しました。

表1 令和5年度小規模保育事業指導監査の実施状況

#### 【 実地監査 】

実施日	園名	運営主体
8月29日	すこやか保育園	社会福祉法人 西大村福祉会
9月6日	小規模保育所とみのはら保育園	社会福祉法人 とみのはら福祉会
9月27日	たけまつちっち保育園	社会福祉法人 とみのはら福祉会
10月4日	小規模保育園まつぼっくり	社会福祉法人 植松保育園
10月18日	かめりあ上諏訪保育園	社会福祉法人 カメリア
11月7日	ちいさな保育園マーナ	社会福祉法人 遊亀会
11月14日	かめりあ三城保育園	社会福祉法人 カメリア
11月28日	小規模保育所つぼみのおうち	社会福祉法人 わかば保育園
12月5日	小規模保育園どんぐり	社会福祉法人 植松保育園
12月13日	ちぎのもり保育園	株式会社 創遊舎
1月18日	小規模保育園キッズホーム	社会福祉法人 大村子供の家
1月25日	かめりあ保育園	社会福祉法人 カメリア

#### 【 書面監査 】

同一の法人が複数の事業所を運営するものや前年度の実地監査の状況を踏まえ、以下の事業所は書面監査としました。

園名	法人名
院内保育園さくら保育園	公益社団法人 地域医療振興協会
かめりあ三城第二保育園	社会福祉法人 カメリア
かめりあ第二保育園	社会福祉法人 カメリア

## 2 指導監査の結果

### 1. 主な指摘事項について

本年度の指導監査において、法令等に違反があり文書指摘を行った項目、違反の程度が軽微であり口頭指導を行った項目、それぞれの指摘件数は、表2の通りです。各指摘事項の詳細については別表1に記載しています。

文書指摘事項については、令和5年度において違反はありませんでした。

口頭指摘事項については、速やかに自主的な是正又は改善を行うこととしており、該当する事業所の保育の内容及び質の向上並びに事業運営の適正化を図っています。

表2 主な指摘事項と指摘件数

項目	(別表1項目No.)	文書指摘	口頭指摘
重要事項説明書	No. 1	0件	2件
連携施設の確保	No. 2	0件	2件
虐待の防止	No. 3	0件	1件
事故発生防止	No. 4	0件	3件
会計・経理	No. 5	0件	1件

### 3 令和6年度 小規模保育事業指導監査について

#### 1. 監査方法

指導監査は原則として毎年度1回実施します。

事前に監査資料を書面で提出していただき、実地監査にて施設・設備、帳簿等の確認及び施設長等からの聞き取りを実施、その後監査結果を書面にて通知します。

文書指摘事項については改善報告書を提出していただきます。

#### 2. 監査スケジュール

##### ・指導監査等の流れ

- ① 5月に小規模保育事業指導監査資料及び監査実施日程表を市より各園へ送付
- ② 各園は7月上旬頃に小規模保育事業指導監査資料を市へ提出
- ③ 市は、監査実地1カ月前までに監査実施園へ監査実施通知を送付
- ④ 小規模保育事業指導監査資料で内容を確認した上、実地監査にて各種帳簿をもとに確認
- ⑤ 指導監査後に講評を行い、状況に応じて各指導助言等を実施
- ⑥ 指導監査結果の通知を送付

##### ・令和6年度スケジュール(予定)

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
監査資料 配布		監査資料 提出	指導監査 (8月～2月)						R6監査結果 まとめ R7実施計画	

#### 3. 監査実施期日について

令和6年度の小規模保育事業指導監査も、実地により行う予定です。

監査実施の概ね1カ月前までには、正式な通知を送付いたします。

なお、監査日程の延期又は監査形態を変更する可能性もあります。その際は事前に連絡させていただきますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。